65歳以上の皆様へ

令和３年度から介護保険料が変わります

令和３年度から介護保険料が改定されました。今月号では、町で徴収している65歳以上の方（第１号被保険者）の介護保険料についてお知らせします。

介護保険制度は、国・県・町が負担する公費と、皆様が納付する介護保険料を財源として運営されています。介護保険料は、介護保険給付にかかる費用を考慮し、３年ごとに見直され、令和３年度からは第８期（令和３～５年度）の新しい保険料となります。

今回の改定では、介護保険サービス利用者の増加などにより介護保険料を引き上げ、65歳以上の方の保険料の基準額（年額）は「７万５，６００円」となりました。

65歳以上の方の保険料は、基準額を基に皆様の町民税の課税状況等に応じて段階的に決められます。各段階の対象者と保険料（年額）については【別表】をご覧ください。

【別表】

段階	対　象　者	割　合	保険料（年額） 令和３～５年度	保険料（年額） 平成30～令和２年度
1	本人及び世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入金額との合計が80万円以下である方	基準額× 0.30	22,680円	31,860円
2	本人及び世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入金額との合計が120万円以下である方	基準額× 0.50	37,800円	53,100円
3	本人及び世帯全員が町民税非課税で、第２段階以外の方	基準額× 0.70	52,920円	53,100円
4	町民税課税世帯で本人が町民税非課税の者で、合計所得金額と課税年金収入金額との合計が80万円以下である方	基準額× 0.90	68,040円	63,720円
5	町民税課税世帯で本人が町民税非課税の者で、第４段階以外の方	**1.00（基準額）**	**75,600円**	**70,800円**
6	本人が町民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額× 1.20	90,720円	84,960円
7	本人が町民税課税者で、合計所得金額が120万円以上210万円（200万円※）未満の方	基準額× 1.30	98,280円	92,040円
8	本人が町民税課税者で、合計所得金額が210万円（200万円※）以上320万円（300万円※）未満の方	基準額× 1.50	113,400円	106,200円
9	本人が町民税課税者で、合計所得金額が320万円（300万円※）以上の方	基準額× 1.70	128,520円	120,360円

※（　）内は平成30～令和２年度の金額です。

◇保険料の納め方◇

年金額が月額15,000円（年額18万円）以上の方は年金から差し引かれますが、次の場合は対象外となりますので、納付書または口座振替により納付していただきます。

①年度の途中で65歳になった場合
②他市町村から転入された場合
③保険料の所得段階が変更になった場合　など

●問い合わせ先　福祉こども課　☎62－2210

介護保険料って何歳から払うの？

介護保険料は、満40歳から徴収が始まり、生涯を通じて支払いが必要となります。満40歳から満64歳までを第２号被保険者、満65歳以上を第１号被保険者と呼び、それぞれ計算方法や徴収方法が異なります。

第２号被保険者の介護保険料は、現在加入している医療保険に上乗せして徴収されており、第１号被保険者の介護保険料は、市区町村が徴収しています。

東日本台風で多くの住宅が浸水した成田地区（令和元年10月）

東日本台風で大規模浸水の成田地区

「実績浸水深・想定浸水深看板」設置

令和元年東日本台風に伴う大雨で阿武隈川の堤防が決壊し、成田地区で多くの住宅などが床上・床下浸水被害を受けました。町では、日ごろから水害に対する理解を深め、災害時に迅速な避難ができるよう、地区内に「実績浸水深看板」、「想定浸水深看板」をそれぞれ設置しました。

実績浸水深看板については成田地区で住宅の浸水被害が特に多かった旧宿屋敷地内４か所に設置し、令和元年東日本台風で阿武隈川が氾濫した際、実際に浸水した高さを表示しています。

想定浸水深看板は成田保健センターに設置し、大雨によって阿武隈川が氾濫・決壊した場合、想定される浸水の最高水位を表示しています。

旧宿屋敷地内の電柱に設置された実績浸水深看板

成田保健センターに設置された想定浸水深看板

警戒レベル４　「避難指示」で必ず避難を！

これまであった「避難勧告」は廃止されました

警戒レベル	これまで	5月20日～
5	災害発生情報	**緊急安全確保**（災害発生又は切迫）
4	避難指示（緊急） 避難勧告	**避難指示**（災害のおそれ高い）
3	避難準備 高齢者等避難開始	**高齢者等避難**（災害のおそれあり）
2	大雨・洪水・高潮注意報	**大雨・洪水・高潮注意報**（気象状況悪化）
1	早期注意情報	**早期注意情報**（今後気象状況悪化のおそれ）

令和３年５月20日付で災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、「避難勧告」と「避難指示（緊急）」は「避難指示」に一本化されました。

今後は大雨等で災害発生の恐れが高い状況で、町から警戒レベル４「避難指示」が発令された場合は、危険な場所から必ず避難してください。

高齢者や乳幼児のいるご家庭など、避難に時間がかかると思われる方は、町から警戒レベル３「高齢者等避難」が発令されたら、できるだけ避難行動を開始するようにしてください。

これから雨が多くなる季節を迎えますので、ハザードマップを確認するなどして、災害時にどう行動するかを普段から決めておきましょう。

●このページのお問い合わせ先　総務課　☎62－2111